

山梨県地域枠等医師 キャリア形成プログラム

平成31年3月策定
(令和2年2月一部改正)
(令和3年3月一部改正)
(令和5年3月一部改正)
(令和7年3月一部改正)
(令和8年3月一部改正)

山梨県地域医療支援センター

1. はじめに

山梨県では、県内の医師不足、また医師の地域及び診療科偏在の是正を目的として、将来、山梨県内の地域医療に従事する意志を持って入学した山梨大学医学部医学科の地域卒生等に対して、山梨県医師修学資金（以下、修学資金とする。）を貸与する制度を設けている。

平成 27 年度（2015 年度）の山梨県医師修学資金貸与条例の一部改正により、平成 27 年度（2015 年度）から新規に修学資金第 2 種の貸与を受ける者は、卒後の一定期間（原則 9 年間）、知事が指定する県内の特定公立病院等における勤務が義務化されたことに加え、平成 30 年（2018 年）7 月の医療法及び医師法の一部を改正する法律の施行に伴い、厚生労働省がキャリア形成プログラム運用指針を制定し、具体的な内容が示されたことから、本県においても指針に基づいたキャリア形成プログラムを策定することとする。

2. 用語の定義

- ・ 管理期間 修学資金の貸与を受けた期間の二分の五に相当する期間
※修学資金 6 年間貸与の場合：15 年（＝ 6 年 × 5/2）
- ・ 就業義務年限 修学資金の貸与を受けた期間の二分の三に相当する期間
※修学資金 6 年間貸与の場合：9 年（＝ 6 年 × 3/2）
- ・ 猶予期間 管理期間から就業義務年限を除いた期間
※修学資金 6 年間貸与の場合：6 年（＝ 15 年 － 9 年）
- ・ 中断期間 災害、疾病、育休等やむを得ない理由により管理期間に含めない期間
- ・ 常勤勤務 常勤医（1 医療機関において、1 週間当たり 31 時間以上勤務する非常勤医を含む。）の勤務（勤務時間は、昼休み等の休憩時間を除く、労働契約上の勤務時間を指す。）
- ・ 非常勤勤務 前記以外の勤務医の勤務

3. キャリア形成プログラム

- ・ 本キャリア形成プログラムの内容は、県内の医療事情等に基づき、今後変更される可能性がある。
- ・ 原則として入学時のルールが適用される。

(1) 基本的事項

① 対象者

- ・ 平成 27 年度（2015 年度）以降に、新規で山梨県医師修学資金第 2 種の貸与を受ける地域枠入学者。
- ・ その他キャリア形成プログラムの適用を希望する者。

② 契約の締結

- ・ 対象者のうち、令和 3 年度（2021 年度）以降に、地域枠で入学した者は、医師免許取得後、別紙 1 により県とキャリア形成プログラムの適用に係る契約を締結すること。
- ・ キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合は、県内での就業年数に応じ、別紙 2 のとおり県に違約金を支払うものとする。ただし、県が指定する方法により、県内の医療機関で臨床に携わる意向が確認できる場合はこの限りでない。

③ 勤務ルール

(ア) 医師免許取得後、15 年間の管理期間のうち、臨床研修を含め通算 9 年間を就業義務年限として、知事が指定する県内の特定公立病院等（別紙 3 参照）に勤務する。

(イ) 就業義務年限のうち 4 年間以上は、医師の確保を特に図るべき区域等（※）（以下、区域 A）に所在する知事が指定する特定公立病院等に勤務する。

※ 山梨県地域保健医療計画の医師確保に関する事項（医師確保計画）に定める「医師確保が必要な地域」。

ただし、4 年間のうち 2 年間までは、医師の確保を特に図るべき区域等に準じる区域（以下、区域 B）に所在する知事が指定する特定公立病院等での臨床研修修了後の勤務をもって替えることができる。

特定公立病院等の区域については次のように定める。

医師の確保を特に図るべき区域等 （区域 A）	甲府市・中央市を除く中北医療圏、峡東医療圏、 峡南医療圏及び富士・東部医療圏
医師の確保を特に図るべき区域等 に準じる区域（区域 B）	甲府市・中央市（ただし山梨県立中央病院・ 山梨大学医学部附属病院を除く）

(ウ) (イ) の 4 年間で少なくとも 1 年間は、臨床研修終了後に、区域 A において常勤勤務する。

(エ) 配置方針の特例規定については、次のように定める。

1. 上記（ウ）の代替・免除特例

- a. 診療科の特性等によりやむを得ない場合には区域 A における臨床研修 1 年の実施をもって替えることができる。
- b. 区域 A における二次救急当番日の当直通算 100 回の実施をもって免除することができる。ただし、常勤勤務する勤務先での当直は回数に含めない。

2. 診療科ごとの特例

- ・ 県内の医療提供体制の集約化が十分に進んでおり、中核病院に勤務しながら県内医療の需要に広く対応することができ、医師の確保を特に図るべき区域等での勤務を要しない診療科として指定する診療科については、上記（ウ）の義務達成をもって上記（イ）の残り3年間の義務を免除する。

対象：病理診断科、臨床検査科

県内特定公立病院等での勤務を要する期間		9年
うち 区域A勤務（常勤）	1年*	通算4年以上
区域A勤務	通算3年	
区域B勤務（臨床研修を除き2年以内）		

* 特例あり

※ 区域Aでの4年間の勤務は必ずしも9年間中に達成しなくてはならないものではなく、猶予期間を含めた15年間の管理期間内に達成すればよい。

※ 非常勤勤務のカウント方法については医師修学資金条例等の定めに従う。

④ 猶予期間

- ・ 猶予期間は、管理期間から就業義務年限を差し引いた期間とする。
- ・ 県外医療機関等での研修（山梨大学卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおける県外医療機関での研修を含む）及び勤務は、猶予期間内であれば認めることとする。ただし、1ヶ月以内の短期的な県外研修については、就業義務年限への算入を認める。
- ・ 猶予期間の取り扱いについては、医師修学資金貸与条例等に準ずる。

⑤ 中断期間

- ・ 次に掲げる期間は、中断期間として管理期間の対象外とする。
 - ア 災害により医師の業務に従事できない期間
 - イ 疾病や負傷といった心身の故障により医師の業務に従事できない期間
 - ウ 法令等に基づく出産や育児、介護に係る休業や休暇を取得している期間
 - エ 大学院での履修期間、海外留学期間、医療に係る研究従事期間（ただし、大学院で履修しながら等の勤務については、勤務時間に応じて就業義務年限への算入を認める。）
- ・ 中断期間の取り扱いについては、医師修学資金貸与条例等に準ずる。

（参考：修学資金貸与条例等における中断期間の取扱）

事由	内容	期間（標準）	必要書類 状況届に事由及び中断期間 を記載し、下記の事実を証 する書類を添付して提出	適用対象		
				修学資金	研修資金	海外留学資金
災害	自己の居住用の住宅又は家財について、震災、風水害、火災その他これらに類する災害（以下「震災等」）により、生活再建を余儀なくされ、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	6月（生活再建のため）	—	1種2種 3種	○ ○	○
	震災等により障害者等となり、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書に準拠（上記以外）	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書	1種2種 3種	○ ○	○
疾病・負傷	負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害等により、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書に準拠	医師の診断書又は勤務先病院の勤務証明書	1種2種 3種	○ ○	○
出産	労働基準法で定める産前・産後の期間として、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	勤務先病院の勤務証明書等に準拠 無職の場合、目安として14週（産前6週、産後8週）（多胎児妊娠の場合は22週）	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種	○ ○	○
育児	育児・介護休業法、地方公務員の育児休業等に関する法律、その他の法令等で定める育児休業、介護休業等として、一時的に医師の業務に従事することが困難になったとき	勤務先病院の勤務証明書等に準拠 無職の場合、目安として子が1歳に達する日（誕生日の前日）まで	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種	○ ○	○
介護	同上	勤務先病院の勤務証明書等に準拠 無職の場合、目安として93日	勤務先病院の勤務証明書等 無職の場合、出生したことが分かる公的書類	1種2種 3種	○ ○	○
留学	医学に係る内容を日本国外で研究及び履修する期間とする。（国外で診療に従事する期間は除く）	大学及び研究機関にて研究に従事する期間。ただし、休学期間は除く。	山梨県が認める大学及び研究機関が発行する留学していることを証する書類	1種2種 3種	○ ○	○ ×
大学院	医学に係る内容について、大学院で履修する期間	大学院で履修する期間。ただし、休学期間は除く	在学期間が分かる証明書	1種2種 3種	○ ×	○
研究従事	医学に係る内容について山梨県が認める研究機関にて研究する期間	研究に従事する期間とする。ただし、研究に従事しない期間は除く。	山梨県が認める研究機関が発行する研究していることを証する書類	1種2種 3種	○ ○	○

⑥ 臨床研修

- ・ 医師臨床研修マッチングにより、県内の臨床研修病院を選択すること。
- ・ 山梨大学医学部附属病院卒後臨床研修たすき掛けプログラムにおいて、県外病院で研修を行った期間は、就業義務年限に算入できない。
- ・ 区域 A に所在する特定公立病院等での臨床研修は③（イ）の義務履行として扱う。ただし、およそ 1 ヶ月以内の短期的な研修を除く。
- ・ 区域 B に所在する特定公立病院等での臨床研修は③（イ）の義務履行に含めない。

⑦ 専門研修

- ・ 日本専門医機構が定める登録・応募方法により、原則県内基幹施設の専門研修プログラムを選択すること。

⑧ コースの選択及びプランの作成

- ・ 対象者は、専門研修プログラムの選択時期を目安として、キャリア形成プログラムが対象者の希望に対応したものとなるよう用意された複数のコースから、自らに適用されるコースを選択する。
- ・ 対象者は、臨床研修修了時まで、選択したコースに基づき、コース管理者と協議の上、自らのキャリア形成における希望を考慮した具体的なプランを作成する。

(2) 配置調整の手順

- ・ 対象者の配置調整は、地域医療支援センターが行うこととし、対象者の意向を確認のうえ、勤務希望先の医療機関の意向、各地域、診療科の医師の充足状況等を勘案した配置計画案を作成し、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、知事が決定する。

(3) キャリア形成のイメージ

- ・ ここに掲げるのはあくまで一例であり、専門研修プログラム別（診療科別）の標準的な配置イメージについては各コースを参照すること。
- ・ 猶予期間および中断期間の活用を希望する場合は、必ず地域医療支援センターに相談すること。
- ・ 専門研修は、原則プログラム制による研修とするが、地域枠及び修学資金の貸与等による義務年限により、地域医療に従事するなど相当の合理的理由がある場合は、カリキュラム制による専門医の取得も可能。なお、県内の全ての診療科の専門研修プログラムにおいて、プログラム制とカリキュラム制に対応している。
- ・ 専門研修は必ず臨床研修直後に受けなければならないものではなく、個々のキャリア形成を考慮した専門研修プログラム別（診療科別）の具体的なプランを作成できる。コース選択に不安のある場合や、カリキュラム制への移行希望がある場合には、地域医療支援センターに相談すること。

◆例①：県内で専門医を取得し最短で義務達成

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9
管理期間	1	2	3	4	5	6	7	8	9
キャリア	臨床研修		専門研修			専門研修（サブスペ）・臨床等			
研修・勤務先	区域 C	区域 C	区域 B	区域 A	区域 B	区域 C	区域 C	区域 A	区域 B
県内 9年	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
区域 A・B 4年			①	②	③			④	
区域 A 常勤 1年				○					
← 特定公立病院等勤務9年の中で区域A・区域B勤務4年を達成 →									

◆例②：県外勤務、育休等を経験しながら非常勤勤務を活用して義務達成

就業義務達成

卒後年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
管理期間	1	2	3	4	5	6		7	8	9	10			11	12
キャリア	臨床研修		専門研修			育休	専門研修（サブスペ）・臨床等				大学院・留学等		臨床		
研修・勤務先	B	B	C	C	県外	C		C	B	県外	A			C	B
(非常勤)			A	A		A		A							
県内 9年	①	②	③	④	—	⑤	—	⑥	⑦		⑧			⑨	
区域 A・B 4年			区域 A 非常勤（常勤1年分） ①						②		③				④
区域 A 常勤 1年											○				
← 特定公立病院等勤務9年 & 区域A・区域B勤務4年 → 猶予期間（県外病院勤務等）2年＋中断期間（育休、大学院進学、留学等）3年活用															

別紙1 契約書（様式）

山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラムの適用に係る契約書

山梨県知事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、山梨県地域枠等医師キャリア形成プログラム（平成31年3月策定。以下「キャリア形成プログラム」という。）の適用について、次のとおり契約を締結する。

（契約期間）

- 第1条 年 月 から 年 月 までとする。ただし、契約期限前に、キャリア形成プログラム上の義務を満了した場合は、当該年月までとする。
- 2 前項の規定に関わらず、災害、疾病、その他やむを得ない理由により医師の業務に従事することができない期間（中断期間）がある場合には、当該期間を延長するものとする。なお、結婚、介護（介護休業期間は除く）、子育て（産休及び育休期間は除く）等は、原則として、やむを得ない理由として考慮しない。
- 3 この契約は解除することができない。

（配置計画の決定）

第2条 甲は、山梨県地域医療支援センターが作成した乙の配置計画案を基に、地域医療対策協議会での意見聴取を経て、乙の配置計画を決定するものとする。

（義務）

第3条 乙は、キャリア形成プログラムの適用を受け、これを満了するものとする。

（違約金）

第4条 キャリア形成プログラムを満了する見込みがなくなると認められる場合は、乙は、その理由が生じた日の属する月の翌月末日までに、違約金として8,424,000円を支払わなければならない。ただし、甲が指定する方法により、県内の医療機関において臨床に携わる意向が確認できる場合はこの限りでない。なお、違約金については、キャリア形成プログラムの適用を受けて山梨県内の特定公立病院等に就業した日数に応じて年936,000円を減額することとする。

（違約金の支払いの債務の免除）

第5条 甲は、乙が死亡、重度心身障害その他のやむを得ない理由によりキャリア形成プログラムを満了できないと認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の全部又は一部を免除することができる。

（違約金の支払いの債務の猶予）

第6条 甲は、乙が災害、疾病その他のやむを得ない理由により違約金を支払うことが困難であると認める場合は、地域医療対策協議会での意見聴取のうえ、違約金の支払いの債務の履行を猶予することができる。

（補足）

第7条 甲及び乙は、この契約書及びキャリア形成プログラムに定めがない事項並びにこの契約書の解釈について疑義が生じた事項については、民法（明治29年法律第89号）その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

この契約を証するため、契約書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

年 月 日

（甲） 住所
氏名 山梨県知事 印

（乙） 住所
氏名 印

別紙2 「貸与資金+利息（現行）+違約金（新規）」の支払い総額表

(単位:千円)

	(新規) 違約金 ※県内就業通算経過年数								
	1年 (7,488)	2年 (6,552)	3年 (5,616)	4年 (4,680)	5年 (3,744)	6年 (2,808)	7年 (1,872)	8年 (936)	9年 (0)
1年 (936)	17,784								
2年 (1,872)	18,720	17,784							
3年 (2,808)	19,656	18,720	17,784						
4年 (3,744)	20,592	19,656	18,720	17,784					
5年 (4,680)	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784				
6年 (5,616)	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784			
7年 (6,552)	23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784		
8年 (7,488)		23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784	
9年 (8,424)			23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720	17,784
10年 (9,360)				23,400	22,464	21,528	20,592	19,656	18,720
11年 (10,296)					23,400	22,464	21,528	20,592	19,656
12年 (11,232)						23,400	22,464	21,528	20,592
13年 (12,168)							23,400	22,464	21,528
14年 (13,104)								23,400	22,464
15年 (14,040)									23,400

※支払総額には、貸与資金 9,360千円を含みます。

(現行) 利息 ※卒業後年数

※義務違反が確定した日より、日割りの違約金等が発生する場合があります。

別紙3 知事が指定する県内の特定公立病院等

区分	医療機関名		山梨県医師修学資金貸与条例施行規則第4条			
			第1号	第2号	第3号	第4号
			国立病院 大学院 医療法 第31条	臨床 研修 病院	公立 診療所	その他知事が 別に定める施設
				災害拠点 病院	専門研修 基幹病院 連携病院	
医師の確保を特に図るべき区域等（区域A）	峡北・峡西地域	山梨県立あけぼの医療福祉センター 山梨県立北病院 韮崎市立病院 北杜市立甲陽病院 北杜市立塩川病院 峡西病院 巨摩共立病院 白根徳洲会病院	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	峡東地域	山梨市立牧丘病院 甲州市立勝沼病院 加納岩総合病院 日下部記念病院 山梨厚生病院 塩山市民病院 笛吹中央病院 石和共立病院	○ ○			○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
	峡南地域	飯富病院 富士川病院 身延山病院	○			○ ○ ○
	東部地域 富士・	富士吉田市立病院 山梨赤十字病院 大月市立中央病院 都留市立病院 上野原市立病院	○ ○ ○ ○ ○	○		○ ○ ○ ○ ○
区域等に準ずる区域（区域B）	医師の確保を特に図るべき 甲府市・中央市 区域Cを除く	国立病院機構甲府病院 市立甲府病院 甲府共立病院 山梨病院 山角病院 甲府城南病院 甲府脳神経外科病院 住吉病院 HANAZONOホスピタル	○ ○	○ ○		○ ◎ ◎ ○ ○ ○ ○ ○ ○
その他		山梨大学医学部附属病院 山梨県立中央病院	○ ○	○ ○		○ ◎ ◎

<凡例> 専門研修基幹病院・連携病院欄 ◎基幹病院 ○連携病院

※公立診療所については記載を省略